

# 滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム規約

2020年9月23日制定

2020年12月18日改訂

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 滋賀大学データサイエンス連携コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)は、Society5.0時代の社会的基盤となるデータサイエンス人材資源の好循環や産学連携によるDS技術の高度化等を図るため、企業等と滋賀大学とが密接に連携し、企業・学生・教員間の活発な交流活動をもって、我が国におけるデータサイエンス教育・研究、科学技術や経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 当コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) データサイエンス学部生や院生との交流、企業間での情報交換の機会の提供
- (2) データ活用に関する相談会の開催、教員・研究者とのマッチング
- (3) データサイエンス教育研究やデータサイエンス・AIの動向等に関する情報提供
- (4) オンラインによる講義、技術相談への対応
- (5) その他当コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動
- (6) 前各号に附帯するすべての業務

## 第2章 会 員

(コンソーシアムの会員)

第3条 当コンソーシアムの会員は、法人会員、個人会員及び特別会員をもって構成する。

- (1) 法人会員：当コンソーシアムの目的に賛同して入会した法人組織、自治体
- (2) 個人会員：当コンソーシアムの目的に賛同して入会した個人
- (3) 特別会員：滋賀大学同窓会「陵水会」会員

(入会)

第4条 当コンソーシアムに入会しようとする者は、所定の入会申込書により申し込むものとする。

- 2 当コンソーシアムの会員になるためには、当コンソーシアムが定める入会申込書を提出後、運営委員会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第5条 会員は、当コンソーシアムの目的を達成するため、運営委員会において別に定める経費を納入しなければならない。

2 既納の納入経費は、いかなる理由があっても、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は、次に掲げる事由により、その資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意
- (2) 組織の廃止
- (3) 除名
- (4) 任意による退会

(退会及び除名)

第7条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当コンソーシアムに対して理由を付した退会届を提出するものとする。

2 会員の除名については、当コンソーシアムの名誉を毀損し、または当コンソーシアムの目的に反するような行為をしたとき、その他正当な事由があるときに限り、運営委員会の決議により除名することができる。

### 第3章 運営委員会

(委員会)

第8条 当コンソーシアムには、運営委員会を置くものとし、第11条に定める者をもって委員とし、合議により委員長を選出する。ただし、発足年度における委員は、一般社団法人近江データサイエンスイニシアティブが指名するものとする。

(職務および権限)

第9条 運営委員会は、以下の事項に関し審議し決定する。

- (1) 当コンソーシアムの事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 会員の資格等に関すること
- (3) 当コンソーシアム規約の制定、変更及び廃止
- (4) 運営委員会委員の選出
- (5) 運営委員会委員長の選出
- (6) その他当コンソーシアム会が活動するために必要な事項

(開催等)

第 10 条 運営委員会の開催等に関しては、別に定める。

(委員の選出)

第 11 条 運営委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 一般社団法人近江データサイエンスイニシアティブ 代表理事
- (2) 滋賀大学データサイエンス学部長
- (3) 滋賀大学データサイエンス教育研究センター長
- (4) 法人会員のうちから委員会が指名した者

2 前項 (4) 委員の選出にあたっては、滋賀大学との連携実績、業種、会社規模、所在地等、それぞれの組織が有する特性を総合的に勘案して委員就任を依頼する組織を選出し、その組織が指定した者を委員に指名するものとする。

(任期)

第 12 条 運営委員長及び運営委員の任期は選任後 2 年内の最終事業年度末とする。ただし再任を妨げない。

## 第 4 章 事業年度

(事業年度)

第 13 条 当コンソーシアムの事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 5 章 附 則

(最初の事業年度)

第 14 条 当コンソーシアムの最初の事業年度は、当コンソーシアム設置の日から令和 3 年 3 月 31 日とする。

(その他)

第 15 条 本規約に定めのない事項でこれを定める必要がある場合は、運営委員会により審議し、これを決定するものとする。